旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 家畜保健衛生所 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、支出命令者が当該行為を怠り、未精算のものが24件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 旅費支給日 | | Ａ | 茨城県 | 令和４年４月16日  及び同月17日 | 32,780円 | 令和４年５月17日 | | 滋賀県 | 令和４年７月20日 | 1,720円 | 令和４年７月29日 | | 三重県 | 令和４年９月13日 | 5,860円 | 令和４年９月29日 | | Ｂ | 茨城県 | 令和４年５月10日  から12月９日まで | 904,161円 | 令和４年５月２日 | | Ｃ | 茨城県 | 令和４年５月15日  から同月27日まで | 44,810円 | 令和４年６月15日 | | 滋賀県 | 令和４年７月20日 | 2,680円 | 令和４年７月29日 | | Ｄ | 茨城県 | 令和４年６月１日  から同月10日まで | 36,790円 | 令和４年６月15日 | | 滋賀県 | 令和４年７月20日 | 2,800円 | 令和４年７月29日 | | 東京都 | 令和４年９月29日  及び同月30日 | 39,160円 | 令和４年９月30日 | | Ｅ | 群馬県 | 令和４年６月19日  から同月21日まで | 52,680円 | 令和４年８月16日 | | Ｆ | 茨城県 | 令和４年７月５日  から同月15日まで | 36,660円 | 令和４年８月12日 | | Ｇ | 滋賀県 | 令和４年７月20日 | 2,760円 | 令和４年７月29日 | | Ｈ | 滋賀県 | 令和４年７月20日 | 2,540円 | 令和４年７月29日 | | 茨城県 | 令和４年10月３日  から同月７日まで | 33,220円 | 令和４年10月４日 | | Ｉ | 滋賀県 | 令和４年７月20日 | 2,640円 | 令和４年７月29日 | | Ｊ | 滋賀県 | 令和４年７月20日 | 2,860円 | 令和４年７月29日 | | 東京都 | 令和４年８月２日  から同月４日まで | 48,500円 | 令和４年８月３日 | | 東京都 | 令和４年９月29日  及び同月30日 | 39,160円 | 令和４年９月30日 | | 茨城県 | 令和４年10月10日  から同月14日まで | 40,990円 | 令和４年10月12日 | | Ｋ | 滋賀県 | 令和４年７月20日 | 2,540円 | 令和４年７月29日 | | Ｌ | 兵庫県姫路市 | 令和４年８月31日 | 380円 | 令和４年９月７日 | | Ｍ | 東京都 | 令和４年10月12日  から同月14日まで | 44,740円 | 令和４年10月13日 | | 茨城県 | 令和４年10月24日  から同月28日まで | 32,860円 | 令和４年11月７日 | | Ｎ | 茨城県 | 令和４年10月17日  から同月21日まで | 31,160円 | 令和４年10月21日 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |
| 措置の内容 | | |
| 本事例について、支出命令者が精算処理を失念していたため未精算が発生した。  監査受検後、速やかに精算処理を行った。  今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。  また、事例について、所属内で共有し旅費事務の適正な執行を行うよう周知徹底を行った。 | | |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月５日）